

2017
2/8 Wed
[水]
午後6時(開場午後5時半)

入場
無料

仙台弁護士会館4階

(仙台市青葉区一番町2丁目9-18)

※ 事前申し込み不要

沖縄では米軍の辺野古新基地建設が大きな問題となっており、国と沖縄県との間で様々な訴訟等が起こっています。このような中、福岡高裁那覇支部は、昨年9月16日に、県知事の埋立承認取消に対して、県知事が国の是正指示に従わないことは許されないとの国の全面勝訴の判決を言い渡し、最高裁判所も、12月20日、上告からわずか3ヶ月という短期間で、弁論も開かずに高裁判決を維持する判決を出しました。

これらの判決に対しては、沖縄県や多くの市民にとどまらず、行政法学者の多くから戦後の行政法学・行政訴訟の発展や地方分権を明確にした地方自治法改正の趣旨に逆行するものとの強い批判がなされています。

今回の講座では、行政法に詳しい岡田正則教授に、両判決の内容と問題について解説して頂きます。

沖縄の米軍基地の問題は、平和に関する憲法問題であるとともに国と地方自治体との法的関係が問われている重要な問題ですので、多数のご参加をお願い致します。

講演

辺野古訴訟で問われる 日本の法治主義と地方自治

～沖縄県知事の埋立承認取消に対する
最高裁・高裁判決を問う～



講師／ 早稲田大学大学院
法務研究科教授 行政法

岡田 正則氏

～沖縄県知事の埋立承認取消に対する
最高裁・高裁判決を問う～

辺野古訴訟で問われる 日本の法治主義と地方自治



主催／仙台弁護士会

宮城県仙台市青葉区一番町 2丁目9番18号 tel.022-223-1001